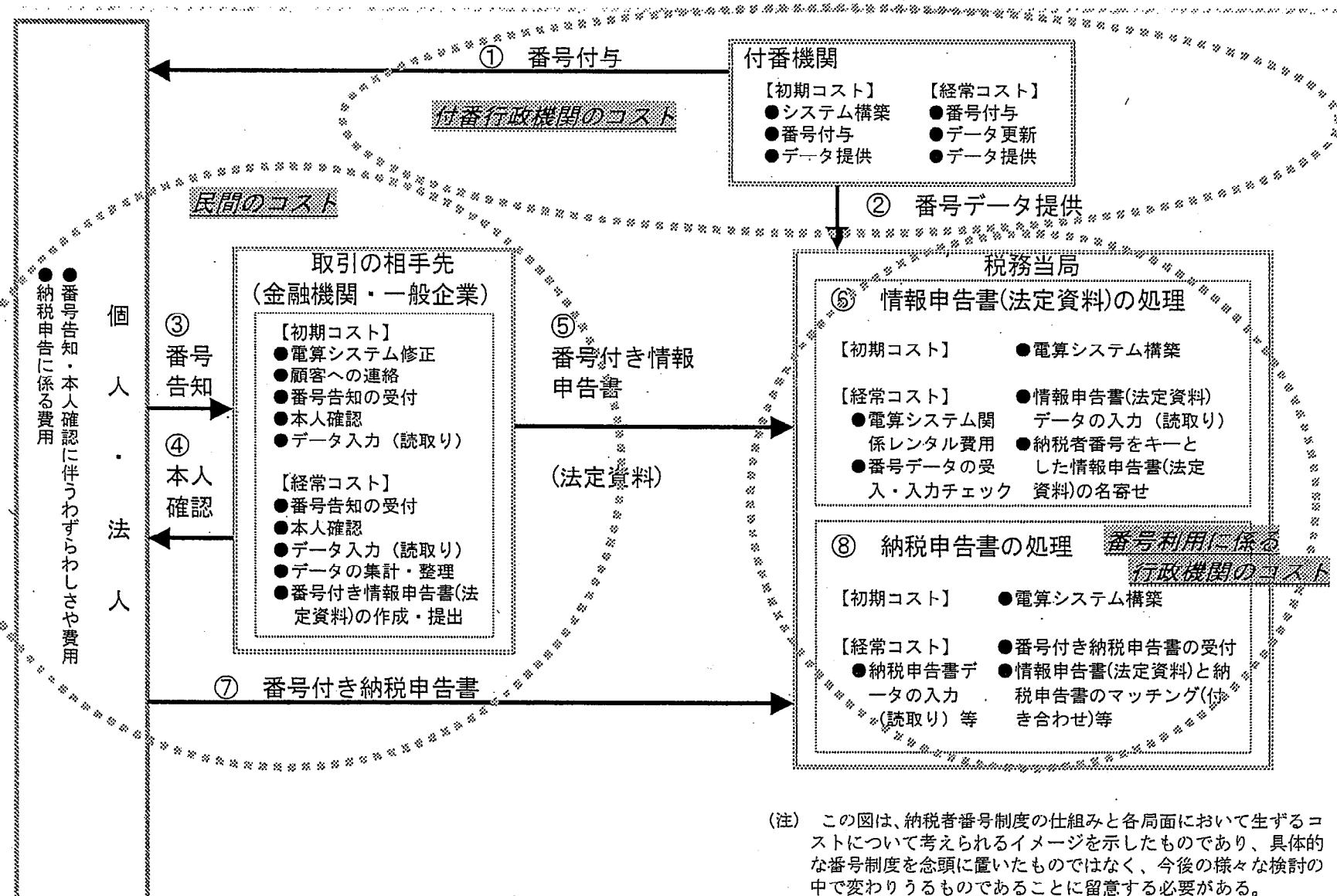


納税者番号制度の利用の各局面において生ずるコスト（イメージ）



個人情報保護に係るOECD 8原則

○ 目的明確化の原則

収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき

○ 利用制限の原則

データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない

○ 収集制限の原則

適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき

○ データ内容の原則

利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき

○ 安全保護の原則

合理的な安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき

○ 公開の原則

データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき

○ 個人参加の原則

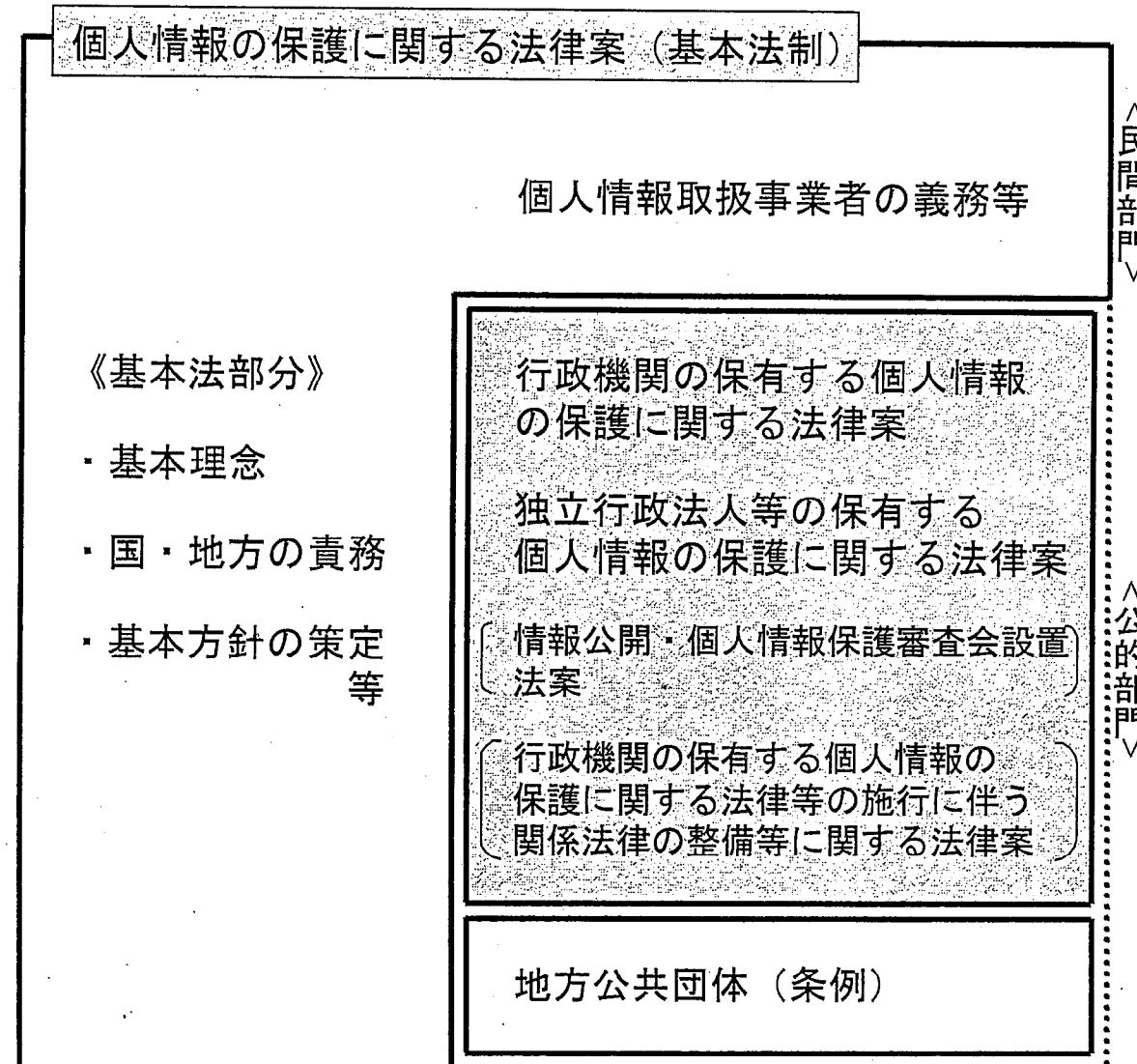
自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立を保証するべき

○ 責任の原則

管理者は諸原則実施の責任を有する

(出典) OECD 理事会勧告 (Recommendation of the Council concerning Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data. 1980 年)

我が国における個人情報保護法制の整備



主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 (2001年現在)	付番維持管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年金、兵役等	約3億8,100万人 (累積数) (1997年現在)	2億8,480万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年金等	約3,153万人 (累積数) (1997年現在)	3,111万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード (10桁)	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	全住民	533万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	統一コード (10桁)	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	全住民	883万人	国税庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968年
ノルウェー	統一コード (11桁)	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	全住民	451万人	登録庁	人口登録制度に関する法律	1970年
韓国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保障、旅券の発給等	全住民	4,734万人	内務部	住民登録法	1993年
シンガポール	統一コード (1文字8数字)	税務、年金、車両登録等	全住民	413万人	内務省国家登録局	国家登録法	1995年
イタリア	統一コード (文字及び数字の組合せ)	税務、諸許認可等	約5,000万人 (1997年現在)	5,795万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード (9桁)	税務、所得保障等	約1,250万人 (1996年現在)	1,949万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年

諸外国における納税者番号制度の利用定着に向けた取組み等(未定稿)

	アメリカ	カナダ	スウェーデン	デンマーク	韓国	オーストラリア
納税者番号制度の利用範囲の主な変遷	社会保障番号として発達		個人登録番号として発達			税務番号として発達
	1936 社会保障番号導入 1943 行政統一番号化 1962 税務目的利用開始（任意使用） 1976 申告時使用義務化 1983 金融機関等の口座保有者に使用を義務化 1986 扶養控除の適用者に扶養親族の番号の使用を義務化	1964 社会保障番号導入 1967 税務目的利用開始（任意使用） 1976 番号の取得を義務化 1982 申告時使用義務化（社会保障番号へ一本化） 1989 情報申告書への記載義務化 1991 有価証券取引の情報申告書に対する記載義務化	1947 住民登録番号（教会管理の個人識別番号が前身） 1967 行政統一番号化（社会保障、税務目的等で使用開始、電子化） 1991 番号情報の管理を教会から国税庁へ移管	1924 住民登録制度導入（教会管理から自治体管理へ） 1968 行政統一の個人識別番号を導入（税務目的等で使用開始、電子化） 2000 使用可能範囲を民間利用に拡大	1968 住民登録番号導入（18歳以上・任意） 1970 取得を原則義務化 1975 全国民に取得義務 1980 使用可能範囲を民間利用に拡大（電子化） 1993 金融実名制により、金融機関、カード会社等との取引に際し使用を義務化（全省庁のオンライン使用へ）	1936 内部整理番号導入 1987 国民登録番号法案提出(廃案) 1989 税務番号導入（新規被用者から継続被用者に適用を拡大） 1991 利子、配当所得について使用義務化 社会保障に利用を拡大 1993 年金給付目的に利用を拡大
納税者番号の利用定着に向けた主な仕組み	税務申告の適正を担保する仕組みとして活用		番号の利用により税務申告を簡素化する仕組みを実現		金融実名制により定着	番号の利用は任意（選択制）
	<ul style="list-style-type: none"> 税務申告等に使用することが義務。 使用しない場合は無申告加算税が課される。 虚偽の番号を使用した場合は、罰則の対象。 退職年金の受給等に際し番号の使用等を要件に源泉徴収を免除。 扶養控除等に係る申告の適正性を担保するため仕組として活用。 裏打ち源泉徴収制度を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 税務申告等に使用することが義務。 使用しない場合は無申告加算税が課される。 虚偽の番号を使用した場合は、罰則の対象。 教育資金プログラムや税制適格私的年金の受給等に際し、番号の使用等を要件に源泉徴収を免除。 	<ul style="list-style-type: none"> 番号の登録は義務とされており、全ての行政サービスの利用に番号の使用が要件。 登録、変更に伴う情報更新告知義務違反は、住民登録法上の罰則の対象となる。 番号の活用により、所得や税額を集計・記載した申告書を各納税者に送付。記載に相違なければ署名・提出のみで申告手続が終了。 	<ul style="list-style-type: none"> 番号の登録は義務とされており、全ての行政サービスの利用に番号の使用が要件。 登録、変更に係る情報更新告知義務違反は、住民登録法上の罰則の対象となる。 番号の活用により、所得や税額を集計・記載した申告書を各納税者に送付。記載に相違なければ署名・提出のみで申告手続が終了。 	<ul style="list-style-type: none"> 番号の登録は義務とされている。 登録、変更に係る情報更新告知義務違反は、住民登録法上の罰則の対象。 金融実名制の下で、番号の使用を伴う実名による金融取引を行っている者に対して、租税減免規則法により、証券取引税などが免除される場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 申告時における番号の使用は任意（処罰規定なし）。 勤労所得は、番号の使用により源泉徴収率が軽減（未使用の場合は最高税率により源泉徴収）。 利子、配当所得は、番号の使用により、源徴が免除される場合あり。